新型コロナウイルス感染症にかかる要介護認定の臨時的な取扱いについて

在宅に居住する方

感染等の心配により，調査の面接を回避したい場合に申出てください。

申出は本人からとしますが，家族等又は事業所等の代行を可とします。

　更新申請の際，

・「介護保険要介護・要支援（更新）認定申請書」

・「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的取扱申出書（在宅）」

を提出してください。

　認定有効期間を，従来の期間に加えて６か月延長することができます。

施設等に入所

　施設等が面会禁止の措置をとった場合は，施設等からの申出とします。

　更新申請の際

　　・「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的取扱開始申出書」―（１）

・「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的取扱対象者リスト」―（２）

・「介護保険要介護・要支援（更新）認定申請書」―（３）

　を提出してください。

　　（注意）施設等から初めて提出する場合は，（１）（２）（３）の提出をお願いします。

その後は，（２）と（３）を提出してください。

認定有効期間を，従来の期間に加えて１２か月延長することができます。

事務担当　鈴鹿亀山地区広域連合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　介護保険課　認定グループ

　　　　　　　　　　　　　　　鈴鹿市神戸一丁目１８番１８号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　０５９－３６９―３２０３